

## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の運用改善について

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業については、令和4年2月から給付を開始していますが、この度、国の「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(令和4年4月26日付)」に伴い、生活困窮者等への支援措置が強化されることになりました。

具体的には、令和4年6月1日を基準日として、課税情報を基に、令和4年度に新たに住民税非課税となった世帯に対して、プッシュ型給付を行うこととなったものです。

これを受け、本市では、新たに対象となった世帯に速やかに給付金を支給することとします。

### 1 概要

これまで、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の対象世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年1月以降収入が減少し、住民税非課税世帯相当となった世帯(家計急変世帯)については、申請に基づき、給付を行っていた。今回の運用改善により、課税情報を基に、令和4年度に新たに住民税非課税世帯となった世帯に対し、支給要件確認書を発出し、プッシュ型給付を行うもの(支給済み世帯を除く)。

(1) 支給要件確認書の発送開始日 令和4年6月14日(火)～順次発送

(2) 支給開始日 令和4年6月17日(金)

(3) 支給内容

#### ① 対象

基準日(令和4年6月1日)に本市に住民票があり、令和4年度に新たに住民税非課税となった世帯(既に本給付金を支給した世帯を除く)

② 支給額 1世帯あたり10万円

③ 運用改善に伴う世帯数 約2万6千世帯

### 2 これまでの支給実績(令和4年2～4月末時点)

	申請件数	支給済件数(申請に対する支給率)
非課税世帯	138,951 件	135,120 件 (97.2%)
家計急変世帯	706 件	480 件 (68.0%)

### 3 お問い合わせ

北九州市臨時特別給付金コールセンター TEL:0120-034-553

(フリーダイヤル) 午前9時～午後5時(平日のみ)